

(様式2)

令和3年1月15日

内閣総理大臣 殿

伊達市長 須田博行

帰還環境整備事業計画の変更について

令和2年1月15日付けで提出した福島県（伊達市）帰還環境整備事業計画について、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式1-2)

伊達市

帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等

基金設置の有無: 無 設置の時期:

令和3年1月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直轄/間接	被交付対象 事業費 (注3)	各年度の交付対象事業費(注4)								全体事業費 (注5)	全体事業 期間	備考(注6)		
								平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	合計	合計					
1	(3) - 20 - 1 -	上小国地区水道施設整備事業	上小国地区	市	伊達市	直轄	うら、福島県又は避難指示市町村外の者が居住する区域を減じた額	(1,016,782) 0 <1,016,782>	(1,016,782) 0 <1,016,782>	(225,492) 0 <225,492>	(334,000) 0 <334,000>	(301,000) 0 <301,000>	(186,366) 0 <186,366>	<>>	<>>	<>>	<>>	1,245,584	28 ~ 29 単年度型	
2	(3) - 23 - 1 -	技術継不安解消事業	市内全域	市	伊達市	直轄	(158,457) 12,014 <17,412>	(158,457) 12,014 <17,412>	(8,214) <8,214>	(16,922) <16,922>	(28,420) <28,420>	(21,785) <21,785>	(26,911) 0 <26,911>	(28,114) 0 <28,114>	(27,696) 0 <27,696>	12,014 0 <12,014>	171,471	26 ~ F01 単年度型		
3	(3) - 23 - 2 -	自家用薬物等安全管理事業	市内全域	市	伊達市	直轄	(22,980) 0 <22,980>	(22,980) 0 <22,980>	(22,980) 0 <22,980>	<>>	<>>	<>>	<>>	<>>	<>>	22,980	26 ~ 26			
4	(3) - 24 - 1 -	心と体の健康管理制度事業	市内全域	市	伊達市	直轄	(64,444) 0 <64,444>	(64,444) 0 <64,444>	(12,354) <12,354>	(17,388) <17,388>	(16,837) <16,837>	(23,323) <23,323>	(18,247) 0 <18,247>	(4,221) 0 <4,221>	0 0 <0>	98,454	28 ~ 30 単年度型			
5	(3) - 24 - 2 -	県外避難者相談窓口運営事業	市	伊達市	直轄	(30,810) 0 <30,810>	(30,810) 0 <30,810>	(6,890) <6,890>	(10,848) <10,848>	(12,777) <12,777>	<>>	<>>	<>>	<>>	0 0 <0>	30,416	28 ~ 28 単年度型			
6	(3) - 23 - 3 -	内部被ばく検査事業	市内全域	市	伊達市	直轄	(242,769) 4,206 <242,769>	(242,769) 4,206 <242,769>	(282,781) <282,781>	(56,441) <56,441>	(51,000) <51,000>	(36,094) <36,094>	(47,001) <47,001>	(31,170) 0 <31,170>	(15,191) 0 <15,191>	4,206 0 <4,206>	268,865	27 ~ F01 単年度型		
7	(3) - 23 - 4 -	外部被ばく検査事業	市内全域	市	伊達市	直轄	(569,349) 4,858 <569,349>	(569,349) 4,858 <569,349>	(559,485) 0 <559,485>	(148,370) <148,370>	(145,197) <145,197>	(138,034) <138,034>	(114,123) 0 <114,123>	(11,644) 0 <11,644>	4,858 0 <4,858>	584,327	28 ~ F01 単年度型			
8	(3) - 23 - 5 -	農産物等放射能モニタリング事業	市内全域	市	伊達市	直轄	(112,012) 34,226 <112,012>	(112,012) 34,226 <112,012>	(17,012) 34,226 <17,012>	(44,345) <44,345>	(38,881) <38,881>	(24,818) <24,818>	(27,584) 0 <27,584>	(36,854) 0 <36,854>	34,226 0 <34,226>	208,268	26 ~ F01 単年度型			
9	(5) - 40 - 1 -	鹿山村地盤調査総合整備事業 (積木村亮波等佐全河岸事業)	伊達地区	市	伊達市	直轄	(4,900,217) 0 <4,900,217>	(4,900,217) 0 <4,900,217>	(4,900,217) 0 <4,900,217>	<>>	<>>	<>>	<>>	<>>	0 0 <0>	2,018,824	28 ~ F01 単年度型			
10	- - -	- - -	- - -	-	-	-	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	-	-			
11	- - -	- - -	- - -	-	-	-	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	-	-			
12	- - -	- - -	- - -	-	-	-	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	-	-			
13	- - -	- - -	- - -	-	-	-	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	-	-			
14	- - -	- - -	- - -	-	-	-	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	-	-			
15	- - -	- - -	- - -	-	-	-	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	-	-			
合計								(72,044) 57,404 <72,044>	(72,044) 57,404 <72,044>	(27,634) 57,404 <27,634>	(44,338) 0 <44,338>	(41,793) 0 <41,793>	(44,173) 0 <44,173>	(61,834) 0 <61,834>	(44,173) 0 <44,173>	(2,712,240) 0 <2,712,240>	(2,105,529) 0 <2,105,529>	57,404 0 <57,404>		
(うち市町村交付分)								(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(2,212,739) 57,404 <2,212,739>	(44,338) 0 <44,338>	(41,793) 0 <41,793>	(44,173) 0 <44,173>	(61,834) 0 <61,834>	(44,173) 0 <44,173>	(2,212,630) 0 <2,212,630>	(2,105,529) 0 <2,105,529>	57,404 0 <57,404>		
(うち県交付分)								(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(2,212,739) 57,404 <2,212,739>	(44,338) 0 <44,338>	(41,793) 0 <41,793>	(44,173) 0 <44,173>	(61,834) 0 <61,834>	(44,173) 0 <44,173>	(2,212,630) 0 <2,212,630>	(2,105,529) 0 <2,105,529>	57,404 0 <57,404>		
(うち地方公共団体の組合交付分)								(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(2,212,739) 57,404 <2,212,739>	(44,338) 0 <44,338>	(41,793) 0 <41,793>	(44,173) 0 <44,173>	(61,834) 0 <61,834>	(44,173) 0 <44,173>	(2,212,630) 0 <2,212,630>	(2,105,529) 0 <2,105,529>	57,404 0 <57,404>		
(うち基幹事業)								(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(1,227,631) 57,404 <1,227,631>	(2,212,739) 57,404 <2,212,739>	(44,338) 0 <44,338>	(41,793) 0 <41,793>	(44,173) 0 <44,173>	(61,834) 0 <61,834>	(44,173) 0 <44,173>	(2,212,630) 0 <2,212,630>	(2,105,529) 0 <2,105,529>	57,404 0 <57,404>		
(うち防災促進事業等)								(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		

県名	福島県	担当相場名(注7)	担当者氏名(注7)
市町村名(注7)	伊達市	電話番号(注7)	メールアドレス(注7)

地方公共団体の組合名(注11)：(注2)「事業名」は、基幹事業については、「(実施計画中の両者の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「(令最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は、事業の内容がわかるように任意の名前を記載する。

(注3)「総交付対象事業費」は、交付期間を通過しての全ての事業費を記載する。

(注3、4)上段()書きは、初回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段()書きについては、自動計算される。

(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、株式()一4で提出された年度の割が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。

(注5)「全体事業費」は、全体事業期間を通過しての全ての事業費を記載する。

(注6)「年度別調整又は事業期間用済を行った場合」には、「請書に年度間調整又は事業期間用済を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業期間用済を行った場合には、用済する事業名も合わせて記載する。

(注7)共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示解除区域市町村等の担当者を並べて記載する。

(様式 1 - 3)

福島県（伊達市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月 時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	2	事業名	放射線不安解消事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体		伊達市	事業実施主体（直接/間接）	伊達市（直接）	
総交付対象事業費		(159,457 (千円)) 171,471 (千円)	全体事業費	(159,457 (千円)) 171,471 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

環境放射線量モニタリング調査を充実させ、市民に正確かつわかりやすい情報を提供することで、放射線に対する不安の解消を図る。

事業概要

伊達市復興計画（緊急重要施策-環境放射線モニタリング調査の充実・強化による正確で分かり易い情報）

①市内全域の放射線量の分布マップを作成し、現在の放射線量をマップによる可視化することにより市民への正確でわかりやすい情報を提供する。

②市民が自ら放射線量を測定するため、町内会に簡易放射線測定器を配布している。その測定器を年に 1 回誤差の調整を実施する。

③市内の小中学校・幼稚園保育園 18 校 22 園、集会所 276 箇所及びその他 11 箇所において環境放射線量を測定し、HP 上で測定結果をお知らせする。集会所は、設置した掲示板にも測定結果を記入し、情報を提供する。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和 3 年度>

①市内 744 箇所の定点での一斉放射線測定を年 1 回実施し、市内全域の線量状況がわかるカラーマップを作成し、HP 上で公表する。

②町内会に配布してある簡易測定器「ドーズ e」を年 1 回、回収して誤差を調整するため校正する。

③集会所 276 箇所を月 2 回測定して測定値を設置掲示板に記入と HP 上での公表。小中学校 18 校・幼稚園保育園 22 園及びその他 11 箇所を月 2 回測定して測定値を HP 上で公表する。

(①委託料 : 316,800 円、②手数料 : 429,000 円、③委託料 : 11,267,300 円)

<令和 4 年度>令和 3 年度と同様 + 放射線モニタリングシステム点検調整 4 台（3 年に 1 回点検）

地域の帰還環境整備との関係

放射能に対する不安の解消のため、市民に正確かつわかりやすい情報を提供する必要があり、環境放射線量モニタリング調査を充実させることで、市全体の再生の加速化に繋げる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（伊達市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月 時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	6	事業名	内部被ばく検査事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体		伊達市	事業実施主体（直接/間接）	伊達市（直接）	
総交付対象事業費		(262,759 (千円)) 266,965 (千円)	全体事業費	(262,759 (千円)) 266,965 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

食物による内部被ばくの影響を各個人が測定により確認し、健康管理等に役立てる。これにより、食生活の健康不安を解消し、市内に安心して生活できる環境整備（線量測定体制）を図る。

事業概要

伊達市復興計画（基本施策 3-安心して暮らすための健康づくり外）

- ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を継続的に行う。
- ・検査機関に業務委託し、受検しやすい体制を整える。

当面の事業概要

<令和 3 年度>

- ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査
- 1 検査機間に検査を委託
1 歳以上の全市民を対象として、受検に関する周知を行う。
年 4 回まで受検を可として、不安解消を図る。

<令和 4 年度> 前年同様予定

地域の帰還環境整備との関係

市民自らが日常の行動、食生活による健康管理ができ、生活スタイルを確立し、市全体の再生の加速化に繋げる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（伊達市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月 時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	外部被ばく検査事業	事業番号	(3)-23-4
交付団体		伊達市	事業実施主体（直接/間接）	伊達市（直接）	
総交付対象事業費		(559,369 (千円)) 564,327 (千円)	全体事業費	(559,369 (千円)) 564,327 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

各個人が実測をもって外部被ばく線量を確認し、健康管理や相談等に役立てる。これにより健康不安を解消し、市内に安心して生活できる環境整備（線量測定体制）を図る。

事業概要

伊達市復興計画（基本施策 3-安心して暮らすための健康づくり外）

- ガラスバッジ等による外部被ばく測定を継続的に行う。

【測定】 3ヶ月を 1 測定期間として、ガラスバッジ等を着用し個々の線量を把握する。

高性能積算線量計（D-シャトル）により、時間ごとの線量を詳細に把握する。

当面の事業概要

<令和 3 年度>

- ガラスバッジ測定

希望者を対象に 7 月から 9 月の 3 か月間、ガラスバッジ測定を業務委託により実施する。

- D-シャトル測定

ガラスバッジでの測定期間以外にも検査を希望する者に対し、D-シャトルでの測定を実施する。ガラスバッジ同様、3 か月を単位として測定を行う。

測定結果が高値となった者など、外部被ばくに不安のある市民については、時間ごとの線量測定で対応し、必要に応じて相談を受け付ける。

<令和 4 年度> 前年同様予定

地域の帰還環境整備との関係

市民自らが日常の行動による健康管理ができ、生活スタイルを確立し、市全体の再生の加速化に繋げる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(伊達市(町村)) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	農産物等放射能モニタリング事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体		伊達市	事業実施主体(直接/間接)	伊達市(直接)	
総交付対象事業費		(172,072)(千円) 208,298(千円)	全体事業費	(172,072)(千円) 208,298(千円)	

帰還環境整備に関する目標

市民の身近な場所に、農産物等の放射能検査を受検できる環境を整備することで、放射線に対する不安を解消し、復興・再生の加速化を図る。

事業概要

市内で農産物等の放射能検査を受検できる環境を整備する。

1. 市内7会場で、委託事業者が放射能簡易測定装置を活用し、市民が持ち込む農産物等の簡易放射能検査を行う。
2. 保原保健センター会場において、水や土壌等を対象に、ゲルマニウム半導体検出器を用いたより正確な放射能測定を行う。
3. 各検査会場に配備されている測定装置の精度を保持するため、年に1度点検を実施する。
4. 市内会場の検査結果を集計し、広報誌で農産物等の放射能検査状況について周知を図る

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和3年度>

1. 市内7会場で、放射能簡易測定装置を活用した農産物等放射能検査を行っている。
2. 保原保健センターでゲルマニウム半導体検出器を用いた検査を行っている。
3. 各検査会場の測定装置に関して、精度保持のため、年1回の点検を実施している。
4. 市民に対して、広報誌を活用し、農産物等の放射能検査結果の周知を図っている。

地域の帰還環境整備との関係

・震災による原子力発電所事故により、農産物等への放射能汚染が不安視されている。農作物等の放射線量を市内で測定することにより、市民の不安を解消し、市全体の再生の加速化に繋げる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

伊達市 帰還環境整備事業計画 令和3年度 帰還環境整備事業等

省庁名： 内閣府

令和3年1月時点

(単位:千円)

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)		年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)	備考
								交付対象事業費 (b)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c		
2	(3) - 23 - 1 -	放射線不安解消事業	市内全域	市	伊達市	直接	定額	(0) <12,014>	(0) <12,014>	(0) <12,014>	
6	(3) - 23 - 3 -	内部被ばく検査事業	市内全域	市	伊達市	直接	定額	(0) <4,206>	(0) <4,206>	(0) <4,206>	
7	(3) - 23 - 4 -	外部被ばく検査事業	市内全域	市	伊達市	直接	定額	(0) <4,958>	(0) <4,958>	(0) <4,958>	
8	(3) - 23 - 5 -	農産物等放射能モニタリング事業	市内全域	市	伊達市	直接	定額	(0) <36,226>	(0) <36,226>	(0) <36,226>	
							合計額	(0) 57,404 <57,404>	(0) 57,404 <57,404>	(0) 57,404 <57,404> 0 <0>	(0) 0 <0>

県名	福島県	担当都局名		担当者氏名	
市町村名	伊達市	電話番号		メールアドレス	
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-1(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)

(注4、5)上段<>書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段<>書きについては、自動計算される。

(注5)「年度間調整額」(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。